

＜【2024年度】大学院在学採用（二次採用・秋）＞
大学院（博士前期課程）における「授業料後払い制度」の募集について

1. 制度概要：『貸与奨学金案内「授業料後払い制度」申込み専用』P.4～5

本制度は、大学院修士段階（博士前期課程）の授業料について、無利子の奨学金として在学中の授業料を国が立て替え、返還は卒業後の所得に応じた後払いとする制度です。

2. 対象者（以下のすべてを満たす者）：『貸与奨学金案内「授業料後払い制度」申込み専用』P.3

- ① 2024年3月に学部等を卒業し、2024年4月に大学院修士段階（博士前期課程）に入学した者であって、学部時代に修学支援新制度（JASSO 給付奨学金）対象者の認定を受けたことがある者（認定後の適格認定（家計・学業）の判定結果等は問いません）。
- ② 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者。

※なお、2024年度二次採用における第一種奨学金との同時申込、また2024年度春採用にて既に第一種奨学金に採用となった方のお申し込みはできませんのでご注意ください（JASSO 第二種貸与奨学金（以下、単に「第二種奨学金」といいます。）との併用は可能です）。

3. 支援内容：『貸与奨学金案内「授業料後払い制度」申込み専用』P.6

次の2種類の無利子奨学金の貸与による支援です。第一種奨学金との重複貸与はできません（第二種奨学金との併用は可能です）。

① 「授業料支援金」の貸与

支援対象授業料として、採用者の年間の授業料相当額が国から学園へ振り込まれ、授業料の立て替えが行われます（入学金・施設費・設備費は本制度の対象外です）。

ただし、既に納付済みの2024年度前期授業料につきましては本制度が適用されず、2024年度後期以降の授業料について適用される形となりますのでご注意ください。

2024年度後期以降の納付金の納付につきましては、後項の「7. 納付金の納付について」をご確認ください。

② 「生活費奨学金」の貸与

毎月2万円又は4万円（選択可）の月額を貸与するものです。希望者のみ利用可となり、本人名義の奨学金振込口座に振り込まれます。

なお、「授業料支援金」を希望せず、「生活費奨学金」のみ希望することは受け付けません。

4. 貸与始期と採用時期について：『貸与奨学金案内「授業料後払い制度」申込み専用』P.8

貸与始期は2024年4月です。

採用時期は最速で10月採用となり、その場合4月～10月分までの「生活費奨学金」が10月にまとめて振り込まれます。

5. 貸与期間：『貸与奨学金案内「授業料後払い制度」申込み専用』P. 8

通常課程の標準修業年限の終期までとなります。

なお、貸与期間満了（満期）より前に貸与終了事由（退学等）が生じた場合、貸与は終了し、その翌月から数えて7か月目から返還が始まります（第一種奨学金と同じ）。

6. 受領資格

① 授業料支援金

年単位で考えます。通常、入学年月から始まる1年単位となります。

「適用年」の中で1か月でも受領資格がある月があれば、当該適用年内に充当可能な授業料分の受領資格があります（月割り計算はしません）。

ただし、本制度は既に納付された授業料には適用できないという特性から、2024年度は後期分のみ受領可能となります。

② 生活費奨学金

月単位で考えます。受領資格のない月は、振込はありません。

※なお、授業料支援金・生活費奨学金ともに、受領資格の停止・復活や貸与終了の条件については、適格認定の扱い等を含めすべて第一種奨学金と同じです。

7. 納付金の納付について

① 2024年度前期納付金について

既に納付済みの2024年度前期納付金には本制度が適用されません。

② 2024年度後期以降の納付金について

後項「12. 申請期間」の期間内に問い合わせ先までお電話にてご連絡いただき、申請の意思表示をされた方につきましては、2024年度後期納付金の口座振替を留保いたします。

<本制度に認定された場合>

本制度対象の授業料以外の「施設費・設備費」のみ後日口座振替となります（口座振替額・予定日は成蹊学園財務部経理課より後日お知らせがございました）。

2025年度以降の納付金に関しましては、既定の納入期日前に成蹊学園財務部経理課より口座振替額に関するお知らせがございました。

<本制度に認定されなかった場合>

後期分納付金（授業料・施設費・設備費）を後日口座振替いたします（口座振替額・予定日は成蹊学園財務部経理課より後日お知らせがございました）。

8. 優れた業績による返還免除：『貸与奨学金案内「授業料後払い制度」申込み専用』P. 12

2024年度 JASSO 奨学金二次採用における本制度の申し込みでは、優れた業績による返還免除の内定の権利は適用できません（入学から6か月以内に採用されるという条件を満たすことができないため）。

本制度において優れた業績による返還免除を希望する場合は、奨学金の貸与終了月が属する年度に行う必要があります。

具体的な申請手続き・申請期限については、大学より SEIKEI PORTAL にてお知らせいたします（例年1月上旬頃）。

なお、博士前期課程において本制度と第一種奨学金を両方利用した場合（1年次に本制度、2年次に第一種奨学金を利用する場合等）、奨学生番号は別々となり、返還免除はそれぞれ申請が必要となります。

例えば1年次に本制度、2年次に第一種奨学金を利用する場合、1年次終了段階で本制度の返還免除申請が必要となり、2年次修了段階で第一種奨学金の返還免除申請が必要となりますのでご注意ください。

9. 貸与終了後の返還：『貸与奨学金案内「授業料後払い制度」申込み専用』P. 12

原則、第一種奨学金の所得連動返還方式と同じです（貸与終了の翌月から数えて7か月目から口座振替により返還）。ただし、次の点が異なります。

- ① 年収が300万円程度になるまで最低返還月額（2,000円）での返還となります。
（第一種奨学金の場合は、年収が140万円程度になるまで）
- ② 返還者本人の子1人につき一定額が返還月額の算定の基礎となる所得から控除されます。
（第一種奨学金の場合は、現状、当該控除なし）
- ③ 返還1年目は最低返還月額（2,000円）での返還となる。
（第一種奨学金の場合は、原則、定額返還方式の場合の半額）
- ④ 本人が被扶養者となった場合も、扶養者の所得を加味しない。
（第一種奨学金の場合は、扶養者の所得を合算して返還月額を算定）

10. 保証料：『貸与奨学金案内「授業料後払い制度」申込み専用』P. 16～17

第一種奨学金と同様に算定され、機構が貸与額から差し引き、本人の代わりに保証機関に支払います（人的保証制度は選択できません）。

- ① 「授業料支援金」に係る保証料
支援対象授業料に保証料が加算された金額が貸与額（＝要返還額）となります。
（支援対象授業料＋保証料＝貸与額（＝要返還額））
- ② 「生活費奨学金」に係る保証料
選択した貸与額から保証料を差し引いた額（選択した月額よりも少額）が振り込まれますが、貸与額（＝要返還額）には保証料を含みます。
（選択した貸与額（＝要返還額）－保証料＝振込金額）

※保証料の目安は[こちら](#)をご確認ください。

11. 本制度に関する留意点

<第一種奨学金（または第一種奨学金から本制度）への変更について>
本制度を利用した場合、その年度は第一種奨学金への変更はできません。
進級時の春の定期採用のみ第一種奨学金への変更が可能となります。
第一種奨学金から本制度への変更についても同様です。

<第一種奨学金との比較等について>

[こちら](#)をご参照ください。

<第二種奨学金について>

本制度と第二種奨学金との併用は可能です。

本制度と第二種奨学金と併用した場合は、別々の借用契約となりますので、第二種奨学金の返還は所得に連動いたしません（第二種奨学金は定額返還方式のみ選択可能です）。

1 2. 申請期間

2024年9月3日（火）～9月17日（火）

（電話受付のため、平日9：00～17：00（11：30～12：30を除く）のみ）

1 3. 問い合わせ先

成蹊大学 学生部（本館1階西側）

〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1

Tel：0422-37-3539

※平日9：00～17：00（11：30～12：30を除く）

Email：shogakukin@jc.seikei.ac.jp